様式第9号（第9条関係）

　　　　　　　　　　　　　危険廃屋等除去費用督促状

　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長　　　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付　　第　　　　号の危険廃屋等除去費用納付通知書により

　　　年　　　月　　　日までに納付するよう通知しましたが、　　年　　月　　日現在、未納となっていますので、同封の納付書により、下記のとおり納付するよう督促します。

なお、代執行に要した費用は、行政代執行法第6条の規定に基づき、国税滞納処分の例により、財産の調査及び差押えを実施し、徴収することができる旨を併せて通知します。

記

1　代執行の内容

　（1）実施年月日　　　　　　年　　　月　　　日

　（2）実施内容

　（3）実施場所

2　代執行費用　　　　　　　　　　　　　　　　円

3　納付期限　　　　　　　　　年　　　月　　　日

* 納付期限までに納付できない事情があるときは、必ずご連絡ください。

　　連絡先

（教示）

1 審査請求について   
　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。   
2 取消訴訟について   
　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として(訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。)、提起することができます。 ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。